

ふくい健康づくり実践事業所認定制度実施要綱

(趣旨)

第1条 働き盛り世代の県民の健康づくりを推進するため、「健康経営」の考え方で従業員の健康づくりに向け、次の各号に定める取組みを行う事業所を「ふくい健康づくり実践事業所」として認定する制度（以下「本制度」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

- (1) 従業員等の健康課題の把握と必要な対策の検討
- (2) 健康づくりの実践に向けた環境整備
- (3) 従業員等のこころと体の健康づくり

2 本制度は、県が主体となり、商工団体や医療保険者等の協力を得て実施する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) ふくい健康づくり実践事業所

第4条の認定を受けた事業所をいう。

- (2) 協力保険者等

本制度を県と協力して実施する医療保険者および健康保険組合連合会福井連合会をいう。

(対象)

第3条 本制度の対象は、法人または個人が県内に設置した事業所とする。

(ふくい健康づくり実践事業所の認定)

第4条 ふくい健康づくり実践事業所の認定を受けようとする事業所は、別表に定める認定基準（以下「認定基準」という。）を満たす取組みを実施した上で、認定申請書（様式1）および誓約書（様式2）を県に提出するものとする。ただし、全国健康保険協会（以下「協会けんぽ」という）に加入の事業所については、協会けんぽ福井支部を経由して、また、健康保険組合連合会福井連合会に加入する健康保険組合に加入の事業所については、加入の健康保険組合から健康保険組合連合会福井連合会を経由して、県に提出するものとする。

2 前項に定める申請は、事業所を有する法人または個人が行うこととし、認定を受けようとする事業所が複数ある場合は、一括して認定申請することとする。ただし、法人の本社等が県外にある場合に限り、事業所単位で申請を行うことができる。

3 第1項に定める申請書の作成に当たり、国の「健康経営優良法人」に認定されている、または、認定申請中の法人が設置した事業所については、同認定に係る申請

書を添付することにより、認定申請書（様式１）の記載を一部省略することができる。

- 4 県は、認定申請書等の内容を審査し、認定基準等に即して適正と認められる場合は、ふくい健康づくり実践事業所の認定を行うこととする。認定の期限は、認定日から起算して２年を経過する日が属する事業年度の末日までとする。なお、この事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。
- 5 前項の認定を行った事業所に対し、県は認定証を交付する。
- 6 ふくい健康づくり実践事業所を称することができるのは、現に有効な認定書をする事業所に限られ、第４項の審査により認定されなかった事業所、第８条により認定を辞退した事業所、または、第９条により認定を取り消された事業所は称することはできない。

（現地確認等）

- 第５条 県は、前条第４項の審査に当たり、必要に応じ、現地確認等を行うこととする。

（ふくい健康づくり実践事業所への支援）

- 第６条 県は、ふくい健康づくり実践事業所が行う従業員等への健康づくりに関する取組みに対し、次に掲げる支援に努めることとする。
 - （１）ふくい健康づくり実践事業所が行う健康づくりに関する取組みを広報すること
 - （２）その他、健康づくりの推進のための支援をすること

（認定内容の変更）

- 第７条 ふくい健康づくり実践事業所は、認定を受けた取組内容を変更しようとする場合、または、変更が生じた場合は、速やかに変更届（様式３）を県に提出しなければならない。

（認定の辞退）

- 第８条 ふくい健康づくり実践事業所は、事業所の閉鎖・廃止や取組内容を実施できなくなった場合など、認定の辞退を行おうとする場合には、辞退届（様式４）を県に提出しなければならない。
- 2 前項の辞退届の提出に当たっては、あわせて認定証を県に返納しなければならない。
- 3 県は、辞退届の内容が適正と認められる場合には、当該事業所の認定の有効期限を前倒して終了することとし、その旨を通知する。

（認定の取消し）

第9条 県は、ふくい健康づくり実践事業所に次に定めるいずれかの場合には、当該事業所の認定を取り消すことができる。

- (1) 従業員の健康を害するおそれのある行為が判明した場合
- (2) 法令違反等、県民の信頼を損なう行為が判明した場合
- (3) 現地確認や変更届提出時などに認定基準に満たないことが判明した場合
- (4) その他、ふくい健康づくり実践事業所としてふさわしくない行為が判明した場合

2 取消しの効果は、前項の事実が判明したときからとし、県は当該事業所に認定取り消しを通知するとともに、認定証の返納を命ずることができる。

(表彰)

第10条 ふくい健康づくり実践事業所のうち取組みが優秀で他事業所の模範となると認められる事業所に対し、表彰を行う。

- 2 表彰の内容は、知事賞、福井県経済団体連合会長賞、福井県医師会長賞とする。
- 3 表彰に応募できる事業所は、ふくい健康づくり実践事業所（認定申請中の事業所を含む。）とする。
- 4 表彰に応募しようとする事業所は、応募書類（様式5）を県に提出するものとする。なお、申請主体は、第4条第2項に準ずる。
- 5 表彰対象の選定については、別に定める表彰基準等に基づいて行う。

(協力保険者等との連携)

第11条 第4条、第7条、第8条および前条に定める手続において、協力保険者等は書類の経由等で協力をする。

- 2 県と協力保険者等は、前項に定める手続きについて協議し、必要な事項を定めるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は県が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年11月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月29日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年10月8日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年10月3日から適用する。

附 則

この要綱は、令和５年１０月１７日から適用する。

附 則

この要綱は、令和６年１０月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和７年８月１日から適用する。

なお、当面の間は、改正前の従前の様式も用いることができる。